

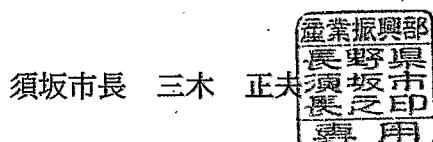
須坂市公告第 109 号

須坂市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案と変更の理由を次のとおり縦覧に供する。

当該農業振興地域整備計画の変更案に係る本市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案について令和 7 年 7 月 24 日までに市に意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和 7 年 7 月 24 日の翌日から起算して 15 日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和 7 年 6 月 24 日



- 1 縦覧期間 自 令和 7 年 6 月 25 日がら
 至 令和 7 年 7 月 24 日まで
- 2 縦覧場所 須坂市大字須坂 1528 番地の 1
 須坂市役所産業振興部農林課